SusHi Tech Global Funds
認定ファンド公募要項

令和８（２０２６）年１１月
東京都スタートアップ戦略推進本部

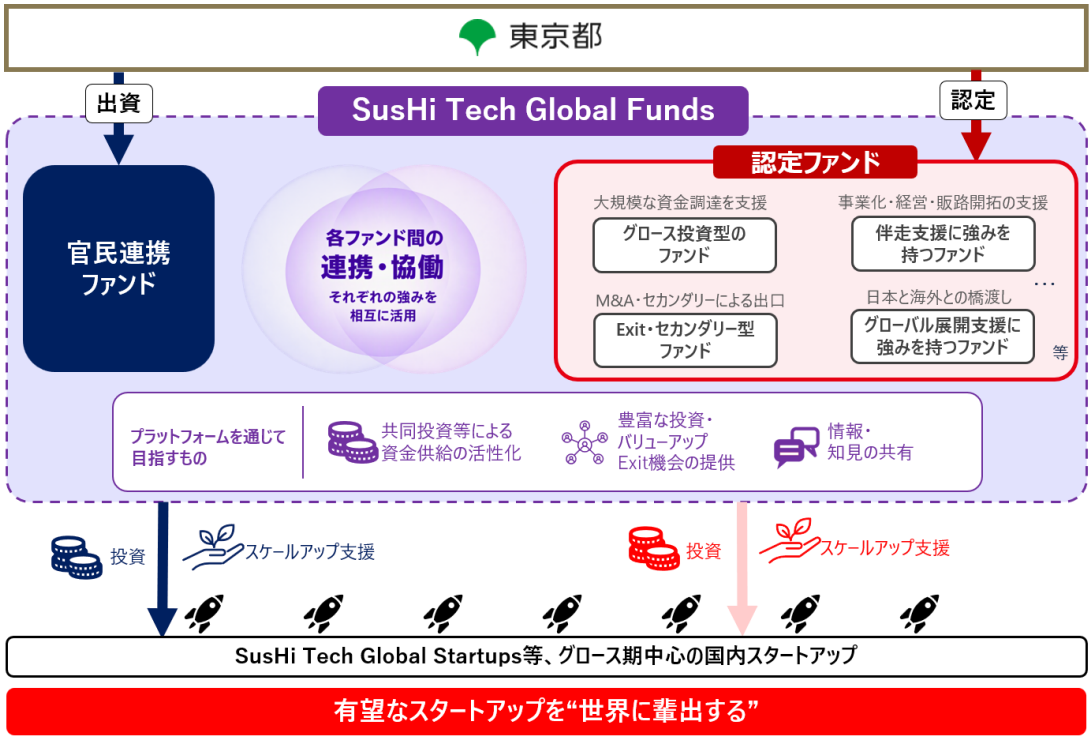
第１章　事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、2025 年 11 月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」において、「グローバル」×「スケールアップ」を新たな取組の柱に位置付け、グローバルでの飛躍的な成長を目指す企業への支援を推進することを掲げている。

スタートアップのグローバル市場での成長に向け、国内では、ミドル期やレイター期（以下「グロース期」という。）のスタートアップへの資金供給に課題があるとされる。加えて、海外投資家との接続、海外展開ノウハウの提供、事業会社との連携機会の創出など、成長局面に応じた多様な支援が不可欠であるが、こうした機能を個々のファンドのみで提供することには限界がある。

こうした課題に対応するため、都は、国内外の多様なファンドが結集し、スタートアップに対する大きな資金の流れや多様な成長支援機能を提供するファンド・プラットフォーム「SusHi Tech Global Funds」を形成する。
この一環として、都は、投資領域や成長段階に応じた支援機能、スケールアップのためのノウハウ、国内外の投資家や事業会社等とのネットワークなど、多様な強みを有する民間等のファンドを募り、「SusHi Tech Global Funds」に参画するファンドとして認定する。認定ファンドがそれぞれの強みを生かしながら連携することで、有望なスタートアップが、成長段階やニーズに応じて、国内外の資金、ネットワーク、ノウハウ等の多面的な支援を受けられる環境を構築する。

こうした取組を通じて生まれるスタートアップの成長が、新たな資金や投資家等の参画を呼び込み、さらなる成長につながる好循環を創出することで、我が国のスタートアップ・エコシステムの持続的な発展を目指す。



※官民連携ファンド：新たな資金の流れの創出や都の政策目的の実現を目的に、東京都と民間企業が共同で出資するファンド

※SusHi Tech Global Startups： https://sushitech-global.metro.tokyo.lg.jp/startups

第 2 章　応募資格

本章において「国内法人」とは日本に本社又は本拠地を有する法人を示し、「海外法人」とは日本以外に本社又は本拠地を有する法人、及びその子会社・グループ会社（日本法人を含む）を示す。応募区分（国内法人又は海外法人）は、応募者であるファンドの運営事業者の本社又は本拠地の所在地により判定する。

応募者は、応募区分に応じて（1）又は（2）に定める要件を満たし、かつ（3）に定める共通する要件を全て満たすこと。

【対象となるファンド】

（1）国内法人（日本に本社又は本拠地を有するファンド運営事業者）

以下①から③までの要件を全て満たす法人であり、スタートアップへの投融資を行うファンドの実質的な運営事業者であること。

① 当該法人又はそのグループの累計運用資産総額（累計 AUM）が 150 億円以上であること

② 金融商品取引所（又は日本国外にある同様の取引所）にその株式が上場されていない、日本国内に本拠地を有するグロースステージのスタートアップへの投資実績を有すること。

③ 応募時点において、グロースステージのスタートアップに投資可能なファンドを現に運用していること、または認定後 1 年以内に運用を開始する具体的な計画を有すること

（2）海外法人（日本以外に本社又は本拠地を有するファンド運営事業者）

次の①から③までの要件を全て満たす法人であり、スタートアップへの投資を行うファンドの実質的な運営事業者であること。

① 当該法人又はそのグループの累計運用資産総額（累計 AUM）が 3 億 US ドル以上であること

② 日本国内において、国内スタートアップへの投資活動を現に実施していること、または認定後 1 年以内に投資活動を開始する具体的な計画を有すること

③ 応募時点で日本国内のスタートアップへの投資を実行しスケールアップを支援するための体制を有している又は認定後 1 年以内に当該体制を整備する具体的な計画を有すること。

（3）共通事項

① 認定後、以下の（ア）から（キ）までの事項に対応できること

（ア）官民連携ファンドを含む SusHi Tech Global Funds 参画ファンドとの連携

（イ）SusHi Tech Global Funds のプラットフォーム活性化、ファンド・エコシステムの発展に資する取組の実施

（ウ）投資先企業による社会課題の解決や都民生活の質の向上、本プラットフォームにおける連携を通じた東京のスタートアップ・エコシステムの発展など、東京都及び都民への貢献が期待される投資・取組を行うよう努めること

（エ）東京都が主催するイベント等への協力、コミュニティ活動等への参加

（オ）認定ファンドとしての活動状況について、都が別途定める方法により報告すること（年 1 回程度）

（カ）ファンド規模及び投資状況について、都が別途定める方法及び頻度により報告するとともに、他の参画ファンドの情報と合わせて、都が SusHi Tech Global Funds 全体の実績として公表することに協力すること

（キ）その他、都からの求めに応じ、本事業の運営上必要な資料、情報等の提供に可能な限り協力すること

② 投資先スタートアップのスケールアップ及びグローバル展開を支援するための十分なノウハウ・ネットワークを有すること。

③ ファンドの運営及び投資活動に関して適用される国内外の法令等を遵守し、当該活動を行うために必要となる登録、許認可その他の資格等を有していること。

④ 運営するファンドにおいて、反社会的勢力その他これに準ずる者を投資対象から除外するために必要な措置を講じていること

⑤ 以下の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しないこと。なお海外法人においては、（ア）から（オ）までに相当すると都が認める事由に該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

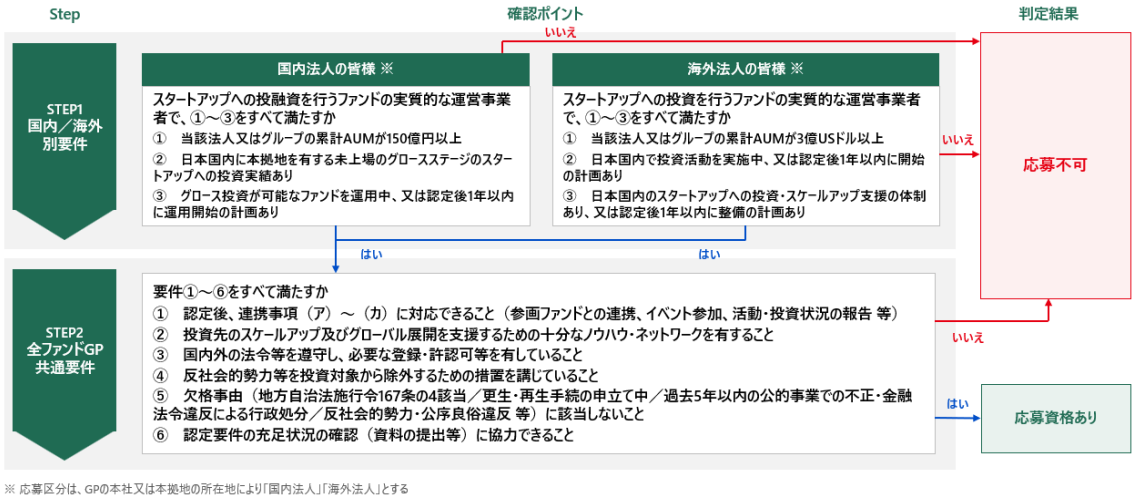
（イ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者

（ウ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

（エ）過去 5 年間に国、都道府県、区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こした者、又は過去 5 年以内に金融に関する法令に違反し、行政処分を受けた者

（オ）「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当し、若しくはこれらと関係を有する者、又は公序良俗に反するなど認定先として不適切と都が判断する者

⑥　認定要件の充足状況を確認するため、都が必要と認める資料の提出その他の確認に協力できること。



※ 応募区分は、GPの本社又は本拠地の所在地により「国内法人」「海外法人」とする

第 3 章　本プラットフォームが提供する価値・機会

本プラットフォームは、参画する認定ファンドに対し、以下の機会やネットワーク等を提供します。これにより、認定ファンドの投資機会の拡大、投資先の成長支援の多様化、ファンド間の連携及び情報・知見の共有等を促進し、投資・支援活動のさらなる充実につなげます。

（1）投資・資金調達機会の拡大

- 官民連携ファンド及び他の認定ファンドとの共同投資案件の検討・組成につながる連携機会の提供
- LP 候補となる機関投資家、金融機関、事業会社等との接点創出
- SusHi Tech Global Startups 等、都が支援するスタートアップに関する情報の提供

（2）投資先の成長・Exit 支援

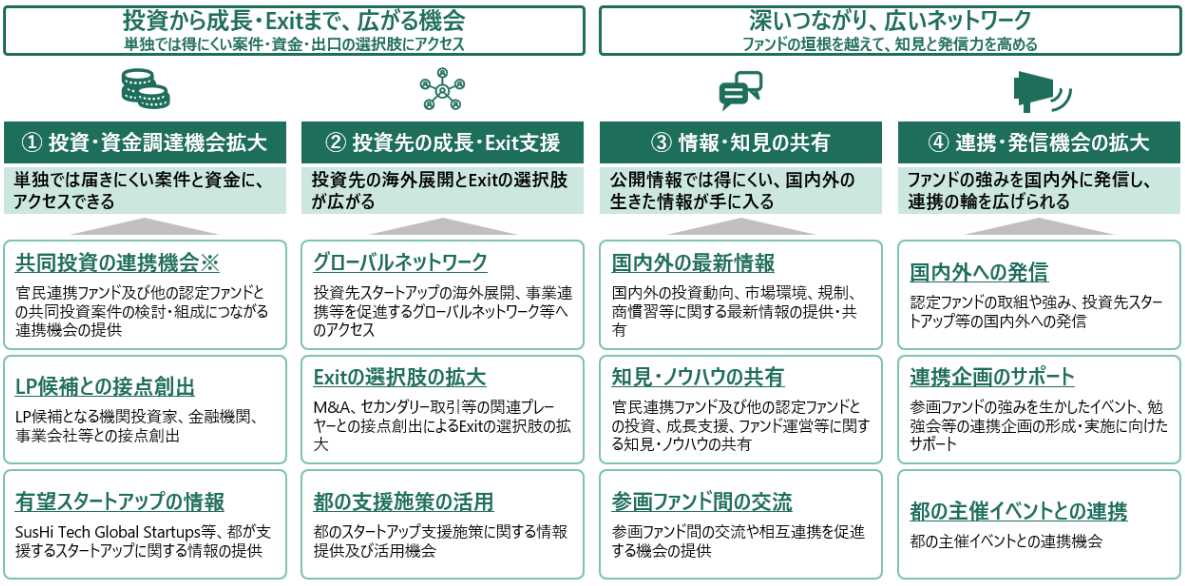
- 投資先スタートアップの海外展開、事業連携等を促進するグローバルネットワーク等へのアクセス
- M&A、セカンダリー取引等の関連プレーヤーとの接点創出によるExit の選択肢の拡大
- 都のスタートアップ支援施策に関する情報提供及び活用機会

（3）情報・知見の共有

- 国内外の投資動向、市場環境、規制、商慣習等に関する最新情報の提供・共有
- 官民連携ファンド及び他の認定ファンドとの投資、成長支援、ファンド運営等に関する知見・ノウハウの共有
- 参画ファンド間の交流や相互連携を促進する機会の提供

（4）連携・発信機会の拡大

- 認定ファンドの取組や強み、投資先スタートアップ等の国内外への発信
- 参画ファンドの強みを生かしたイベント、勉強会等の連携企画の形成・実施に向けたサポート
- 都の主催イベントとの連携機会



第 4 章　審査項目

第 2 章の応募資格を満たす応募者について、申請内容及び提出資料に基づき、以下の 3 つの観点から総合的に審査する。

（1） 日本国内のスタートアップへの投資実行力

日本国内のスタートアップへの投資方針が明確であり、必要な投資資金及び実行体制を備え、現行ファンド又は後継ファンドを通じて実効的な投資が期待できるか

［審査のポイント］

- ✧ 国内のスタートアップへの投資方針・投資計画が具体的か
- ✧ 国内スタートアップへの投資に必要な資金及び実行体制を有している、又はこれらを確保・整備する具体的な見通しがあるか
- ✧ 現行ファンドの投資余力や後継ファンドの組成見通し等を踏まえ、認定後も国内スタートアップへの投資が期待できるか
- ✧ 国内スタートアップに対して十分な投資実績を有しているか

（2）スタートアップへのスケールアップ支援力

投資領域や成長ステージに応じた専門性・ネットワークを有し、資金供給・投資に加え、投資先の企業価値向上やグローバル展開、Exit 等に向けた実効性のある支援を提供できるか

［審査のポイント］

- ✧ 投資対象とするスタートアップの領域・成長ステージに関する専門性及び投資実績を有しているか
- ✧ 資金供給に加え、事業成長、海外展開、資本政策、企業価値向上、Exit 等、投資先のスケールアップに資する具体的かつ実効性のある支援が提供できるか（これまでの支援実績及び Exit 実績を含む）
- ✧ 自ファンドの機能に加え、他のファンドや事業会社等との連携を通じて、支援の実効性を更に高めることができるか

（3）ファンド・プラットフォームへの貢献力

都や SusHi Tech Global Funds の参画ファンド等との連携、案件・知見・ネットワーク等の共有・活用を通じて、国内のファンド・エコシステムや Exit に向けた市場の活性化等に貢献できるか

［審査のポイント］

- ✧ 都及び SusHi Tech Global Funds の参画ファンドとの情報交換、案件連携、都への活動報告等を継続的に実行できるか
- ✧ 自らが有する投資案件、投資家・事業会社等とのネットワーク、投資・ファンド運営に関する知見や投資以外の機能・サービス等を活用し、参画ファンドとの連携等を進めることで、市場やファンド・プラットフォーム活性化の観点から新たな付加価値が提供できるか
- ✧ SusHi Tech Global Funds のファンド・エコシステムの活性化に貢献する意欲及び能力を有しているか

第 5 章　審査及び評価方法

応募資格を満たす者について、SusHi Tech Global Funds 認定基準に基づき、選定委員会にて審査を行い、本事業のファンドを選定する。

（1）　応募資格の確認

第 2 章に定める要件を全て満たしていることを確認する。要件を満たさない場合は、原則として審査の対象としない。

（2）　審査項目

第 4 章及び応募フォームを参照。

（3）　審査方法

・選定委員会において審査を行う。

・応募者から提出された書類等に基づき、（2）審査項目の各項目について審査を行う。

・応募者の数が一定数を超えた場合、提出書類に基づく書面審査を一次審査として実施し、最終審査に進む応募ファンドを一定数に絞る。
・審査過程において、外部機関を活用した信用状況等の確認を実施する。
・最終審査では、応募ファンドによる申請内容に係るプレゼンテーション及び応募ファンドへのヒアリングを実施する。
・都から資料の提出又は説明を求められた場合、応募ファンドは速やかに対応する。
・審査過程において、都が認定することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募ファンドとして速やかな対応を行わない場合等）は、その後の審査を行わない。

（4）認定の決定

審査結果を踏まえ、都が認定の可否を決定する。なお、審査の経過及び結果に関する問い合わせには一切応じない。

第 6 章　応募・認定スケジュール及び応募方法

1　応募・認定スケジュール（予定）

時期	実施内容
2026 年 11 月 9 日	公募開始
2026 年 12 月 25 日	応募締切
2027 年 1 月～2 月中旬	書類審査・選定委員会
2027 年 2 月中旬以降	認定

2　応募方法

（1）提出方法

本公募要項の内容に同意の上、都のウェブサイトに掲載する応募フォーム（オンライン）に必要事項を入力し、提出書類を添付して、応募締切までに提出すること。郵送、持参又は E-mail による応募は受け付けない。

応募フォーム：https://form.run/@sushitech-global-funds-jp

（2）提出書類

応募フォームへの回答に加え、以下の①から⑧までの情報を記載した書類を提出すること。

提出書類は、既存資料を活用することも可とし、様式は任意とする。ファイル形式は PDF（投資実績一覧は Excel も可）とする。

※以下①から⑧までの情報が網羅されている場合は、1 つの書類にまとめて提出することも可能とする。

【応募資格に関すること】：①②必須、③該当する場合必須

① ファンドの実質的な運営事業者であること（必須）

組合契約書の GP 記載頁、登記事項証明書等の写し

② 累計運用資産総額（累計 AUM）（必須）

累計 AUM の金額及び通貨

③ 体制・計画（第 2 章に定める要件のうち、（1）③又は（2）②③の要件を計画により満たす場合は必須）

国内法人：グロースステージスタートアップに投資可能なファンド組成の具体的な計画

海外法人：国内スタートアップへの投資計画またはスケールアップ支援体制の具体的な計画

【投資実行力に関すること】：全て必須

④ 運営中・組成中のファンド情報（必須）

ファンド名、状態（投資期間中／組成中／回収期）、日本向けの投資方針（分野、ステージ等）

⑤ チーム体制（必須）

日本向け投資の担当者（氏名・役職）、主要メンバーの経歴・専門分野

⑥ 投資実績（必須）

代表的な投資先事例について、投資先名、投資時のラウンド、投資分野及び投資したファンド名

【スタートアップへの支援実績に関すること】：実績がある場合必須

⑦ スタートアップへの支援実績（実績がある場合必須）

投資先名、支援内容及び成果

⑧ Exit 実績（実績がある場合必須）

Exit の時期及び形態（IPO／M&A／セカンダリー等）、応募者の関与

（3）提出にあたっての注意事項

・応募フォーム及び提出書類は、日本語又は英語で作成すること。

・応募締切後の応募フォームの修正及び提出書類の差替えは、原則として認めない。

・提出書類に不備がある場合、審査の対象としないことがある。

・審査に当たり、必要に応じて追加資料の提出又は説明を求めることがある。

第 7 章　認定及び更新

（1）認定予定数

応募者の中から **10〜15 者程度を認定**する予定である。

（2）認定期間

認定日から **2029 年 3 月 31 日**までとする。
なお、認定期間中（1 年経過時点を目安）に簡易な活動実績報告書を提出するものとする。

（3）更新

認定期間の満了時に活動実績報告書を提出し、都が実施する更新審査を受けることで、引き続き認定を受けることができる。

（4）認定の取消し

以下のいずれかに該当すると都が認めた場合、認定を取り消すことがある。
・提出書類に虚偽その他重大な不実の記載があった場合
・第 2 章に定める応募資格を満たさなくなった場合
・連携事項を正当な理由なく継続して履行しない場合
・プラットフォームにおける活動実績が著しく不十分である場合
・法令等への重大な違反その他認定ファンドとしての信用を著しく損なう事象が生じた場合
・その他、本事業の目的に照らし、認定を継続することが適当でない場合

第 8 章　守秘義務及び情報管理

認定ファンドは、都から提供された情報（スタートアップに関する非公開情報を含む）を適切に管理し、提供された目的以外に利用してはならない。認定の失効後においても、同様とする。

個人情報の取扱い及びデータ保護について

東京都スタートアップ戦略推進本部（以下「データ管理者」という。）は、本事業の申請に当たり収集する個人情報を適切に管理する。事務局（アクセンチュア株式会社）は、都の指示の下でデータ処理業務を行う「データ処理者」として位置付ける。

（1）収集する個人情報の内容
本事業において収集する個人情報は、応募者（ファンドの代表者・担当者）の氏名、役職、連絡先（電子メールアドレス・電話番号）、所属機関名等とする。

（2）利用目的
収集した個人情報は、本事業における認定審査、認定後の連絡、情報交換・連携、本事業の運営管理及び広報の目的でのみ使用する。

（3）第三者への提供
収集した個人情報は、前項の利用目的の達成に必要な範囲で、都が指定する審査員、受託事業者その他の関係事業者並びに本事業のコミュニティに参加する認定ファンド、官民連携ファンドその他の関係機関との間で共有する場合がある。これらの場合及び法令に基づく場合等を除き、第三者に提供しない。

（4）GDPR の適用
EU 加盟国に拠点を置く組織から個人情報を収集する場合、EU 一般データ保護規則（GDPR；Regulation (EU) 2016/679）の規定が適用される場合がある。GDPR が適用される場合、応募者には以下の権利が認められる。
・個人データへのアクセス権（第 15 条）

・訂正権（第 16 条）
・削除権（忘れられる権利）（第 17 条）
・処理制限の権利（第 18 条）
・データポータビリティの権利（第 20 条）
・異議申立ての権利（第 21 条）

第 9 章　問い合わせ先

本公募に関するお問合せ
事務局（アクセンチュア株式会社）
電話：080-6076-4580
E-mail：sushitech-globalfund@accenture.com

付記

応募に要する費用
応募に要する費用は、応募者の負担とする。

提出書類の取扱い
提出書類は返却しない。また、本公募要項に定める目的以外には使用しない。

その他
本公募要項に定めのない事項については、都が別途定めるところによる。

以上